

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年10月12日 10時00分～11時30分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 878円 (+57円引上げ)</p> <p>根拠：香川県内の企業内最低賃金額を締結している冷凍調理食品製造業の最下限時間額878円と、現行の最賃額821円との差である57円とした。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 849円 (+28円引上げ)</p> <p>根拠：1回目の提示額57円を2年で実現させるとして、$57円 \div 2年 = 28.5$（円未満切捨て）→28円</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 849円 (+28円引上げ)</p> <p>根拠：県内企業が多く製造している業務用冷凍食品の製造数が落ち込んでいる。原材料の高騰もあり、中小零細企業が地賃と同額を引き上げるのは厳しい状況ではあるが、金額改正の必要性を認めたところであるため、+28円とした。</p> <p>労使の歩み寄りにより、現行最低賃金額821円+28円の849円で全会一致により合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		